

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

第 1 監査の請求

1 請求人

さいたま市長 内 経 男
(以下略)

2 請求書の受付

平成 27 年 3 月 6 日

3 請求の内容 (原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。)

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

イ 請求の趣旨

埼玉県議会自民議員団の野本陽一議員、井上直子議員、神谷裕之議員、奥ノ木信夫議員 (視察当時)、梅澤佳一議員、小林哲也議員、加藤末勝議員、星野光弘議員、中野英幸議員、須賀敬史議員、齋藤邦明議員、新井一徳議員、小川真一郎議員、柿沼トミ子議員の 14 名は、2013 年 4 月 1 日から 4 月 8 日、アメリカ視察を行っていますが、当該視察の費用は、2012 年度、2013 年度の両年度に渡っての政務活動費から支出しています。同一の視察において 2012、2013 の両年度の予算より支出することは、地方自治法 208 条 (会計年度及びその独立の原則)、地方自治法施行令 143 条 (歳出の会計年度所属区分) に違反しています。

よって、当該視察に使用した 2012 年度の政務活動費 7,187,990 円、2013 年度の政務活動費 4,003,150 円、合計 11,191,140 円の埼玉県への返還を、上田清司知事が埼玉県議会自由民主党議員団に要求するよう、監査委員の勧告を求めます。

(2) 請求の理由

ア 埼玉県議会自民議員団の野本陽一議員、井上直子議員、神谷裕之議員、奥ノ木信夫議員 (視察当時)、梅澤佳一議員、小林哲也議員、加藤末勝議員、星野光弘議員、中野英幸議員、須賀敬史議員、齋藤邦明議員、新井一徳議員、小川真一郎議員、柿沼トミ子議員の 14 名は、2013 年 4 月 1 日から 4 月 8 日にかけてアメリカ視察を行っています。《添付資料 1》

イ 当該視察の旅費は、1 人当たり 798,000 円であり、2012 年度の政務活動費より、2012 年 3 月 22 日に 1,596,000 円 (2 人分)、3 月 25 日に 3,192,000 円 (4 人分)、3 月 26 日に 798,000 円 (1 人分)、3 月 27 日に 798,000 円 (1 人分)、3 月 28 日に 798,000 円 (1 人分)、3 月 29 日に 5,990 円 (交通費)、合計 7,187,990 円が支出されており《添付資料 2》、2013 年度の政務活動費からは、4 月 1 日 8,000 円 (電車代)、4 月 8 日に 803,150 円 (1 人分 798,000 円、バス運賃 2,750 円、交通費 2,400 円)、4 月 10 日に 3,192,000 円 (4 人分)、合計 4,003,150 円が支出されています。《添付資料 3》

ウ 財務省の繰越ガイドブック（平成22年3月23日）では、会計年度独立の原則について以下のように記しています。

「…会計年度の設けられた趣旨は、一年間の歳入歳出の状況を明確にし、財政の健全性を確保することにある以上、その期間に起こった収入と支出は一切この期間に完結し、整理し、他の年度に影響を及ぼさないことが本来の建前です。…」

埼玉県議会自民議員団の当該視察は会計年度独立の原則を無視したものであり、地方自治法208条（会計年度及びその独立の原則）、地方自治法施行令143条（歳出の会計年度所属区分）に違反しています。《添付資料4》

エ また、2014年4月17日から4月23日に行われた埼玉県議会自民党議員団イギリス・フランス視察に、野本陽一議員、井上直子議員、神谷裕之議員、梅澤佳一議員、小林哲也議員、星野光弘議員、齋藤邦明議員、新井一徳議員、小川真一郎議員、柿沼トミ子議員の10名が参加し、2013年度の政務活動費を使用しています。《添付資料5》

オ しかし、この視察の支出として3月26日から31日までに6名分の費用5,875,000円（1人985,000円×5名分、1人950,000円×1名分）と保険代11,050円の領収書が添付されているだけで、最低でも、あと4名分の費用が請求されていません。この4名分の費用は、2014年度の政務活動費より支出するつもりなのではないかと疑われます。そうであるならば、このイギリス・フランス視察も地方自治法208条、地方自治法施行令143条に違反することになります。《添付資料6》

カ 4月に海外視察を行い2つの年度に渡って支出することは、前の年度に残っている政務活動費をまず使い、足りない分は次の年度で補充するというやり方をしているのだろうと考えられます。結局、目的は前年度の政務活動費を使い切ることではないかと思われるのです。

キ 海外視察については2003年11月の「産業・防災アジア行政視察団」の東南アジアへの視察で、女性を買って遊んでいたとしか思われない場面が日本テレビで全国放映され多くの県民から非難されましたが、この時の視察についての真相解明や再発防止策など行われずに現在に至っています。この視察以来、県議会で議決を通しての海外視察は、姉妹都市以外行われていません。《添付資料7》

ク 現在、議会の決定として行うことのできない海外視察は、調査研究の名目で政務活動費を安易に使用して行われています。しかし、その行為が、会計の基本中の基本である会計年度独立の原則を平然と犯し、政務活動費の使いきりに利用するものだとすれば、言語道断です。県民の代表である議員として許されるものではありません。

ケ 2013年4月1日から4月8日に行われた埼玉県議会自民党議員団アメリカ視察において使用された2012年度の政務活動費7,187,990円、2013年度の政務活動費4,003,150円、合計11,191,140円の埼玉県への返還を、上田清司知事が埼玉県議

会自由民主党議員団に要求するよう、監査委員の勧告を求めます。

コ 地方自治法第 242 条第 2 項については、「正当な理由」があります。上記事実を確認することができるのは、2013 年度の政務活動費収支報告書と貼付書類が公開された 2014 年 7 月 17 日以降です。そして、2012 年度、2013 年度の両方の政務活動費（政務調査費）収支報告書・貼付書類を調査することが必要ですが、それぞれの年度ごとの調査でもかなりの時間がかかる中、2012 年、2013 年、両年度の情報公開請求の手続きも必要になり、2 つの年度に渡っての調査までは、なかなか対象とし得ることができないのが現状です。そんな中、相当の注意力をもって調査を尽くし、本日の請求となりました。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙添付資料を添え、必要な措置を請求します。

添付資料一覧（名称を記載、内容は略）

- 資料 1 埼玉県議会自由民主党議員団 アメリカ視察報告書
表紙・1 P・22 P
- 資料 2 2013 年 3 月 22 日～3 月 31 日 アメリカ視察 領収書
- 資料 3 2013 年 4 月 1 日～4 月 10 日 アメリカ視察 領収書
- 資料 4 財務省 繰越ガイドブック 3 P
- 資料 5 埼玉県議会自由民主党議員団 イギリス・フランス視察報告書
表紙・1 P・24 P
- 資料 6 2014 年 3 月 26 日～3 月 30 日
イギリス・フランス視察 領収書
- 資料 7 2003 年 12 月 13 日放送
日本テレビ「報道・特捜プロジェクト」(DVD)

第 2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により、議員のうちから選任された監査委員は監査手続きに加わらなかった。

第 3 請求の要件審査

本件請求は法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認めた。法第 242 条第 2 項に規定する要件については、監査の中で判断することとした。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び事実証明書に基づき摘示のあった支出について監査の対象事項とした。

2 監査対象機関 議会事務局

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年3月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人のうち2名からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局職員が立ち会った。

また、同日、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア ただ一つだけどうしても言っておきたいというところだけを述べたいと思う。

監査請求をした2013年度のアメリカ視察と、その次の年のイギリス・フランスの視察は、2年連続した形で4月に視察をしていた。今日出した追加書類によると、2012年の4月15日から4月21日にも埼玉県議会自由民主党県議団がドイツへ視察に行っている。アメリカ視察は2012年度と13年度両方にわたって政務活動費から支出したが、その前年に行ったドイツ視察も2年度にわたって政務活動費を使っていたということがこの証拠書類で分かった。収支報告書の領収書を見てみると、他にも本当はいくつか怪しいもの、多分両年度から支出しているだろうと思えるものがいくつかあった。

財務省の繰越ガイドブックに、会計年度独立の原則とは「一年間の歳入歳出の状況を明確にし、財政の健全性を確保すること」と載っていたものを提出しているが、議員という職責にありながら、特に行政の会計行為に対してのチェックをすべき議員が、このような会計の不法や不正をさせないためにあるような原則を平気で破る、平気で犯すというこの感覚が、議員としてその資質がどうなのかとさえ思ってしまうところがある。単なる違法ということだけでなく、会計年度独立の原則を議員が犯すということの重さは、非常に大きなものがあると思う。

このため、請求している対象金合計11,191,140円の埼玉県への返還を上田知事が埼玉県議会自由民主党議員団に要求するよう、絶対に行ってほしいと思う。

イ 一番言いたい部分は、県会議員の海外視察というのは本当はどうなのかということである。政務活動費を使って海外視察し、その成果なるものを見たことが無い。高額な費用をかけて行っても、県民から見た場合、実質的に政策などに反映されるようなものが無い。議員の海外視察というのは、いわば議員同士の懇親と慰安だと言う人もいる。県議会の視察も、視察報告を見ると、議員同士のお互いの懇親と慰安のようなものでないかと類推する。実質的な効果の無いことを高額なお金をかけて行うことは問題である。

しかも県民から見たらあまり芳しくないようなことを、住民に発見され難いように年度またぎの会計処理でやっている。政務活動費を年度またぎで使っているの、いままで毎年見てきたが気が付かず、全くチェックができない。この視察

報告も、私たちが申し入れたことから、結果的に出されるようになった。

豪華な海外視察の問題と、これを発見され難い年度またぎでやっていることが先ほどのとおり会計年度独立の原則にも反しているという問題である。

(2) 議会事務局の陳述の要旨

ア 政務活動費の制度について

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派または議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を地方自治法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

平成24年9月の地方自治法改正によって、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、「政務活動費の交付に関する条例」、「政務活動費の交付に関する規程」、「政務活動費の運用指針」に改正し、平成25年度交付分から適用している。

イ 政務活動費の事務処理について

政務活動費を充当した経費については、年度終了日の翌日から30日以内に、会派の代表者は、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例・規程・運用指針に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返還請求を行っている。

ウ 会計年度独立の原則について

会計年度独立の原則は、地方自治法第208条で定める地方公共団体の出納行為の期間に関する規定であるが、「会派のような任意団体に適用されるべき規定ではなく、地方公共団体と同様の会計年度等を会派に対して強制すべき必要性は認められない」との名古屋地裁判決、平成17年5月26日（平成16年（行ウ）第40号）及び平成17年5月30日（平成15年（行ウ）第63号）がある。

本件請求人は、埼玉県議会自由民主党議員団の当該視察は、会計年度独立の原則を無視したものであり、地方自治法第208条及び地方自治法施行令第143条に違反する旨を主張しているが、この判例からも明らかなように、地方自治法第208条及びその補完規定である地方自治法施行令第143条が「埼玉県議会の会派」である同議員団に適用されるとする主張は適当でないと考えている。

エ 現金主義について

本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる「現金主義」を採用しており、支出した日をもって経費を整理している。これは、他の自治体でも広く用いられている手法で、関東地方でも本県をはじめ1都5県が採用している。

今回提出された住民監査請求は、平成25年4月1日から4月8日の日程で埼玉県議会自由民主党議員団が実施したアメリカ視察に関して支出した県政調査費及び政務活動費に関するものであるが、現金主義に基づき平成25年3月支出分は平成24年度分に、平成25年4月支出分は平成25年度分に整理され、条例・規程・運用指針に合致した適正な処理が行われているものである。

オ 請求人が平成24年度交付分まで遡って請求していることについて

請求人が平成24年度交付分まで遡って住民監査請求をしていることについて申し上げる。

地方自治法第242条第2項では、地方公共団体の法的安定性を確保する見地から、監査請求できる期間を行為から1年との期間制限を設けているが、この場合「財務行為の完結した日から1年」と捉えるのが通例である。

政務活動費の場合は、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるかを審査したのち、5月31日までの出納整理期間の間に、議長は知事に収支報告書の写しを送付している。

この収支報告書の金額が政務活動費の決算額になることから、「財務行為の完結した日」とは、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると事務局では考えている。

また、本件請求人は、相当の注意力をもって調査したことをもって、地方自治法第242条第2項ただし書で規定する「正当な理由」に該当すると主張しているが、この場合の「正当な理由」とは、例えば「当該行為が極めて秘密裡に行われ、1年を経過した後にはじめて明るみに出たような場合、あるいは天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合」などのように、請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すものとされている。

本県議会においては、平成21年度交付分から領収書を添付し、速やかに公開していることから、本件請求には正当な理由はないと考え、本件請求対象のうち、平成25年度交付分以外は、法定期間の徒過により監査対象になりえないものと考えている。

(3) 議会事務局の陳述に対する請求人の意見の要旨

ア 会派には適用しないという話があったが、政務活動費は、議会費の中で、交通や食品代などあるなかの、負担金補助及び交付金の中に入っているものである。このような予算のシステムの中に入っているものがなぜ会計年度独立の原則を適用されないのか、非常におかしなことである。

また、ドイツの視察でも同様だが、4月に行った視察の費用を3月30日に払うなどしているが、4月1日に払っていけば全く問題は無いのである。このような少し気を使えばできることをせず、会計年度独立の原則を外してまで支出するような必要があるのか考えていただきたい。

イ この住民監査請求の趣旨は、いわゆる昔で言う4号訴訟のようなものがないため、知事に対して不適切な会計処理がされているから勧告してくれということである。議員に直接返せといっているわけではなく、知事の財務行為について、

原則を守ってくれということである。

また、現金主義について判例を出しているが、これは水道代や電気代など元々前の月のものが後で請求が来て払うものについての現金主義の処理の仕方なのであって、次年度に行われるような視察に適用するケースとは違う。電気代や光熱費などの年度またぎについては、議会事務局が指摘した判例のようなことであるが、事業自身が次年度に行われているのにそれを前の年度から払うというのは明らかにおかしい。そのような場合、現金主義の話ではなく、使用しない分として金を返すべきである。使っていないから次年度に回して払うことを現金主義と言うなら、お金の処理の基準など無くなってしまう。判例についてもよく見ていただきたい。

法律の改正について、政務活動費では支出の範囲が広がった。これについては住民がずっと批判し、追いつめ、それ以外には使えないようにしたのに、法改正で拡大され、支出についての基準を失うようなことになった。これは、住民の側からすれば明らかな改悪なのであって、この拡大により今回の請求を逃れるような議論は成り立たせてはいけない。

期間徒過については、請求の趣旨は、年度またぎの形で事業が使われているものについて、知事の方で会計基準を守るような形で議会に対して指導・対応してもらいたいということであるので、その点を考えてもらいたい。

4 監査対象機関の説明

議会事務局から前記の陳述とあわせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、議会事務局に対する監査を平成27年3月27日に実施し、以下の説明があった。

(1) 条例、規程及び運用指針の位置付けと制定の経過について

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)は、平成24年の法改正に伴い議会の各会派の議員による協議により案が作成され、平成25年2月定例県議会で一部改正されたものである。

条例の運用手続等について定めたものが「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)であり、議長がこれを定めた。

また、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、その使途や留意点などを具体的に定めたものが「政務活動費の運用指針」(以下「運用指針」という。)である。運用指針の作成にあたっては各会派の議員が集まって国の考え方も参考にしながら具体的な運用のための指針を作成したものであり、全体の合意事項となっているものである。

(2) 議会事務局によるチェック

条例に基づき、政務活動費は毎四半期ごとに会派から知事に請求があり、一年経過後に、会派から議長に対し収支報告書と証拠書類等を4月30日までに提出することとされている。議長に提出されたこれらの書類は、条例・規程・運用指針に合致しているかを議会事務局の複数の担当者で多重に精査した上で、議長から知事へ

収支報告書の写しを提出することとなる。

(3) 財務会計上の行為の終わった日について

議長が収支報告書の写しを知事に送付した後、残余金があれば調定し会派へ返納通知書を発行し、出納整理期間内に納付（戻入）してもらおうという手続を行っており、議長が収支報告書の写しを知事に送付することにより金額が確定し決算が確定する。

このため、財務会計上の行為の終わった日は、議長が収支報告書の写しを知事に送付した日である。

(4) 請求人からの摘示のあった支出について

請求人は、4月に行った視察の費用を4月に払っていけば全く問題はないと主張している一方で、平成25年度に実施された視察に充当した政務活動費について、平成24年度分とあわせて平成25年度分も返還を主張しており、つじつまが合わない。

5 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により次の事項を確認した。

(1) 県政調査費制度及び政務活動費制度について

平成12年の法改正により、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨から、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に政務調査費が交付できることとされた。

また、平成24年の法改正により、名称が政務活動費とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられ、条例で定めなければならないものとして「充てることができる経費の範囲」が加えられた。

ア 根拠法

法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定している。

イ 根拠条例等

法の規定を受け、「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」（以下「旧規程」という。）が制定された。

平成24年の法改正に伴い、旧条例及び旧規程が改正され、現在の条例及び規

程となっている。

本県の県政調査費及び政務活動費制度の主な内容は次のとおりである。

(ア) 充てることができる経費の範囲

条例の別表により定められている。

なお、平成24年の法改正前においては、使途基準は旧規程に定められていた。

(イ) 交付対象

議長に届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

(ウ) 交付額等

月額50万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

(エ) 交付決定

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに政務活動費（旧条例等では県政調査費。以下第45（1）イにおいて同じ。）の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(オ) 請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、政務活動費を交付するものとする。

(カ) 収支報告

会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(キ) 収支報告書の写しの送付

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ク) 返還

会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(ケ) 議長の調査

議長は、収支報告書について必要な調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

なお、旧条例では、議長は、県政調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする、とされていた。

ウ 「県政調査費の運用指針」（以下「旧運用指針」という。）及び運用指針

県議会では、制度の透明性の向上等を図るため各会派合議による検討が重ねられ、平成21年3月にその検討結果が議長に報告・提言された。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に旧運用指針が定められた。

そして、条例等の改正に伴い、平成25年3月に「政務活動費の適正な運用を

図るために各会派が参照すべき事項」として運用指針が定められた。

(2) 埼玉県議会自由民主党議員団に係る県政調査費及び政務活動費の交付事務の流れ

ア 平成24年度の県政調査費

- ・ 平成24年4月2日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年4月2日、知事が会派に交付決定（324,000,000円）
- ・ 平成24年4月6日、会派からの請求に基づく支出命令
(第1四半期分81,000,000円)
- ・ 平成24年5月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年5月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後318,500,000円)
- ・ 平成24年5月7日、会派に戻入調定（1,000,000円）
- ・ 平成24年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令
(第2四半期分79,500,000円)
- ・ 平成24年8月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年8月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後314,500,000円)
- ・ 平成24年8月2日、会派に戻入調定（1,000,000円）
- ・ 平成24年10月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年10月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後305,500,000円)
- ・ 平成24年10月3日、会派からの請求に基づく支出命令
(第3四半期分73,500,000円)
- ・ 平成24年11月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年11月1日、知事が会派に変更交付決定
(変更後310,500,000円)
- ・ 平成24年11月5日、会派からの請求に基づく支出命令
(2,000,000円)
- ・ 平成24年11月26日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年11月26日、知事が会派に変更交付決定
(変更後308,500,000円)
- ・ 平成24年11月27日、会派に戻入調定（500,000円）
- ・ 平成25年1月9日、会派からの請求に基づく支出命令
(第4四半期分75,000,000円)

- ・ 平成25年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成25年5月17日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成25年7月12日、県政調査費（平成24年度交付分）に係る領収書等の閲覧開始

イ 平成25年度の政務活動費

- ・ 平成25年4月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年4月1日、知事が会派に交付決定（288,000,000円）
- ・ 平成25年4月9日、会派からの請求に基づく支出命令
（第1四半期分72,000,000円）
- ・ 平成25年5月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年5月1日、知事が会派に変更交付決定
（変更後293,500,000円）
- ・ 平成25年5月10日、会派からの請求に基づく支出命令
（1,000,000円）
- ・ 平成25年6月3日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年6月3日、知事が会派に変更交付決定
（変更後298,500,000円）
- ・ 平成25年6月10日、会派からの請求に基づく支出命令
（500,000円）
- ・ 平成25年7月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年7月1日、知事が会派に変更交付決定
（変更後294,000,000円）
- ・ 平成25年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令
（第2四半期分73,500,000円）
- ・ 平成25年10月2日、会派からの請求に基づく支出命令
（第3四半期分73,500,000円）
- ・ 平成25年10月21日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年10月25日、知事が会派に変更交付決定
（変更後291,500,000円）
- ・ 平成25年10月25日、会派に戻入調定（1,000,000円）
- ・ 平成25年11月15日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年11月18日、知事が会派に変更交付決定
（変更後293,500,000円）

- ・ 平成25年12月9日、会派からの請求に基づく支出命令
(500,000円)
- ・ 平成26年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令
(第4四半期分73,500,000円)
- ・ 平成26年1月17日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成26年1月20日、知事が会派に変更交付決定
(変更後291,500,000円)
- ・ 平成26年1月20日、会派に戻入調定 (2,000,000円)
- ・ 平成26年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成26年5月26日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成26年7月17日、政務活動費(平成25年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

1 監査請求期間についての判断

住民監査請求は、法第242条第2項において、正当な理由がある場合を除き当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができないとされている。

法第242条第2項に規定する財務会計上の「行為があった日又は終わった日」について本件県政調査費及び政務活動費に係る請求に当てはめて検討すると、「第4 4 監査対象機関の説明」及び「第4 5 事実関係」に記載のとおり、議長は、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるか審査したのちに知事に収支報告書の写しを送付している。この収支報告書の金額が県政調査費の決算額になることから、当該行為の終わった日は、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると解される。

この結果、平成24年度の県政調査費の支出については、本件請求の時点において財務会計上の「行為があった日又は終わった日」から一年を経過していることは明らかであり、請求の対象とすることができない。

また、請求人は、一年を経過した正当な理由として、平成24年度及び平成25年度の2年度にわたる収支報告書等の調査等に時間を要し相当の注意力をもって調査を尽くしたことを主張しているが、平成24年度の県政調査費の支出について、請求人が監査請求期間経過前に収支報告書など支出関係の内容を知ることが可能であったので、法第242条第2項に規定する「正当な理由」があると認められない。

よって、平成24年度の県政調査費の支出に係る請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

2 監査対象事項についての判断

監査委員は以下の視点に立って監査を行い、請求人から摘示のあった平成25年度の政務活動費の支出に係る事項について判断する。

(1) 監査の視点

法第100条第14項は、普通地方公共団体は条例の定めるところにより政務活動費を交付でき、政務活動費を充てることができる経費の範囲等は条例で定めるところとし、同条第15項は、交付を受けた会派又は議員は条例の定めるところにより収支報告書を議長に提出するものとしている。

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めるとともに、政務活動費は、会派に対し交付すると定めている。また、会派からの収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限は議長に与えられ、条例に定めるもののほか政務活動費に関し必要な事項は議長が定めることとし、「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」が制定されている。

以上のとおり、政務活動費制度については、議会・会派の自主性、自律性を尊重する制度となっている。

裁判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（平成21年12月17日最高裁判所判決）としている。

また、他の裁判例では、「いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が上記用途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである」（平成20年9月25日神戸地方裁判所判決、平成21年3月26日大阪高等裁判所判決同旨）としている。

以上のことから、監査を行うに当たっての視点を次のとおりとした。

- ア 議会・会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費に充てることができる経費の範囲からの逸脱の有無を確認する。
- イ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。
- ウ 条例、規程及び運用指針で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱すると認めるものについては、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

(2) 判断

請求人は、埼玉県議会自由民主党議員団が平成25年4月1日から同年4月8日

まで行ったアメリカ視察に係る費用を、平成24年度及び平成25年度の両年度に渡って政務活動費から支出することは、法第208条で定める会計年度独立の原則及び同法施行令第143条で定める歳出の会計年度所属区分に違反していると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支払日により整理したものであり、裁判例でも任意団体である会派には法第208条及び同法施行令第143条は適用されないことの説明があった。

裁判例では、交付を受けた会派について、「会計年度独立の原則は、一定の期間を画して地方公共団体の収入と支出の均衡を図り、金銭の受払の関係を明確にするために設けられた規定であること、208条が同法の第9章の財務の章の第1節『会計年度及び会計の区分』の冒頭に置かれており、同じ章には、第2節予算、第3節収入、第4節支出、第5節決算、…第10節住民による監査請求及び訴訟等が規定されていることなどに照らすと、同条は、地方自治法が財政運営の健全化を強く確保すべく、種々の規制を加えている普通地方公共団体に関するものであり、会派のように、本質的に任意団体としての性質を有する団体に適用ないし類推適用されるべき規定でないことは明らかである」（平成17年5月30日名古屋地方裁判所判決、平成18年2月15日名古屋高等裁判所判決同旨、平成19年4月24日最高裁判所決定）としている。

また、他の裁判例では、交付を受けた会派について、「政務調査費の交付を受けた各会派は、その自律的な判断により、例えば、政務調査費の支出の計上時期を現金の支出時とする基準（現金主義）を採用することも許される」（平成22年11月5日東京高等裁判所判決）、「区議会の会派に政務調査費を交付する区について会計年度独立の原則の適用があるにしても、政務調査費の交付を受けた会派については、受領した金員を当該年度中に発生した事実に基づく支出に用いることしか許されないと解すべき理由はなく」（平成18年7月14日東京地方裁判所判決、平成18年11月8日東京高等裁判所判決同旨）としている。

以上から、会計年度独立の原則及びその関連規定である歳出の会計年度所属区分は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該視察費用の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

(3) 結論

以上のとおり、平成25年度の政務活動費の支出に係る請求事項について、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

資料1 埼玉県政務活動費の交付に関する条例 別表（第二条関係）

政務活動に要する経費

分類	経費	内容
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究（他の者に委託して行わせるものを含む。）、視察、研修等の活動又は会派の所属議員（会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。）の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議（会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。）等の開催又は会派会議等への出席に要する経費
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費

政務活動費の運用指針

（趣旨）

第1 この指針は、政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

（政務活動費を充当できる経費の主な例）

第2 会派又は会派の所属議員が政務活動費を充当できる経費の主な例については、埼玉県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）別表に基づき、別記1のとおりとする。

（基本的な原則）

第3 政務活動費を充当する際の基本的な原則は、別記2のとおりとする。

（留意事項等）

第4 条例第2条で規定する別表について留意すべき事項等は、別記3のとおりとする。

（証拠書類）

第5 条例第7条第3項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記4のとおりとする。

（様式）

第6 条例第7条第3項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第1号及び別記様式第2号により行うものとする。

2 第3で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第3号により行うものとする。

（適用開始）

第7 この指針は、平成25年3月1日から施行された埼玉県政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付される政務活動費から適用する。

【参考】

条例第2条(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動(別表において「政務活動」という。)に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

政務活動費を充当できる経費の主な例

【条例 別表】 政務活動に要する経費

分類	経費	内 容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費、調査研究に資するための年会費等
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議(会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。)等の開催又は会派会議等への出席に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、政務活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派会議等の開催経費及び出席等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、各種団体等との意見交換会等に必要な会費等
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ポスティング代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費	事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、名刺代、負担金等
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費、電子書籍・新聞の電子版など電子データ利用料、会員制オンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費等
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

政務活動費を充当する際の基本的な原則

1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

- ① 政務活動費は議員の職務の一環として行う調査研究その他の活動に資するために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。
 - ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。
- ② 政務活動費は、政務活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。
- ③ 配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

2 資産形成につながるものでないこと

- ① 不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。
- ② 政務活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に政務活動費を充当することはできない。

3 関係書類を整理・保管すること

- 活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。
 - ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
 - ・ 会派又はその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。
 - ・ 会派の政務活動費経理責任者が保管する会計帳簿や証拠書類の保存期間は、議長の保存期間を参考に、会派で決定しておくこと。

4 会派から議員への委託手続

- 会派の所属議員が個々に行う政務活動に政務活動費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、政務活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。

- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、経費の支出が条例に合致していることを確認すること。

5 按分の考え方

- 政務活動費は、政務活動のみに充当できる。
政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

- 会議・会合等を開催する場合の留意点
飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×	○	○
選挙区外にある者	○	○	○

- 会議・会合等に参加する場合の留意点
選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

7 政務活動費を充当するのに適しない例

- 政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

経 費	調査研究費
内 容	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
例 示	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費、調査研究に資するための年会費等

留 意 事 項 等	
<p>1 対象となる活動の例</p> <p>(1) 県政の課題等に関する調査研究等(外部研究機関等への調査研究委託含む)</p> <p>(2) 県内又は県外(国外を含む)における現地調査、先進地視察及び行政関係者からの説明聴取等(議員連盟が行う場合を除く)</p> <p>(3) 研修会、講演会、勉強会及び研究会等 会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる。</p>	
<p>2 留意事項</p> <p>(1) 議員が別に費用弁償を受ける場合には、政務活動費を充当できない。</p> <p>(2) 交通費</p> <p>① バス・電車代: 乗車賃のほか特急料金等(新幹線料金、グリーン料金を含む)に充当できる。 Suica(スイカ)等プリペイド式カード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。</p> <p>② 航空賃: 国内はエコノミークラス、外国はビジネスクラスに充当できる。</p> <p>③ タクシー等: 効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。</p> <p>④ ガソリン代: 視察先で利用したレンタカー等へのガソリン代については、本経費で対応する。それ以外は「経常的経費」の「交通費」に一括計上すること。</p> <p>⑤ 駐車場代・高速道路代に充当できる。ETCカード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。</p> <p>⑥ バス・電車・タクシー代については乗車区間を明記することが望ましい。</p>	
<p>(3) 宿泊費</p> <p>① 夕食、朝食及びこれに伴う飲物代金(アルコール飲料を除く)を含めることができる。</p> <p>② 研修等に参加する場合で宿泊施設を選択することの出来ない場合は、実際の宿泊額とする。</p>	

- ③ 次の表の額を上限として政務活動費を充てることができる。
ただし、夕食代又は朝食代が宿泊費に含まれていない場合は、それぞれ2,000円を宿泊費から減額した額を上限とする。

	一人1泊当たり
国内	16,500円
国外	24,200円 29,000円*

*は指定都市(国家公務員等の旅費支給規程において定める都市の地域)

(4) 食事代

- ① 宿泊を伴う場合は、宿泊費(夕食、朝食が含まれる)と重複しないこと。
- ② アルコール飲料には充当できない。
- ③ 次の表の額を上限の目安として昼食等に充当することができる。

	一人1回当たり
視察中の食事代	2,000円程度
その他調査研究等での食事代	1,000円程度

(5) 調査先への土産代

- 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

(6) 茶菓代

- ① 政務活動に伴う茶菓代に充当できる。
ただし、議員一人の場合や休憩中の茶菓代には充当できない。
- ② 次の表の額を上限の目安として茶菓代に充当することができる。

	一人1回当たり
茶菓代	1,000円程度

(7) その他

- ① 宿泊を伴う視察経費に充当した場合は、行程及び経費の内訳が分かるようにしておくこと。海外視察の場合は、視察報告書を議長に提出すること。
- ② 調査研究に資するため各種団体等の年会費に充当する場合は、「領収書等貼付用紙」の余白などに、年会費の対価として得たものを明記すること。
(例:研修会参加、会報等資料など)

証拠書類

埼玉県政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

(1) 領収書等

① 領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例:ATM利用明細)、口座引落記録(例:預金通帳) ※ 原則として領収書を徴するものとする。

② 領収書に一般的に記載されている事項

ア 年月日

イ 金額

ウ 用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)

エ 発行者

オ 宛名(会派名又は議員名)

③ 領収書等は「領収書等貼付用紙」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名など②に掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙」の用途欄に用途を記入する際は、運用指針1ページ「政務活動費を充当できる経費の主な例」を参考にすること。

④ 按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙」の余白に記載する。

(2) 支出証明書

- 領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

(3) 海外視察報告書

- 議員が政務活動費を使用して海外視察を行った場合には、必ず視察報告書を作成し、領収書等の写しと併せて議長に提出するものとする。

(4) 広報紙、県政報告書等

- 発行した広報紙等は、領収書等の写しとともに議長に提出するものとする。なお、提出した領収書等の写しと広報紙等の関係が明らかになるよう整理すること。

資料3 請求人から陳述日に証拠として提出のあったもの（名称を記載、内容は略）

- (1) 埼玉県議会自由民主党議員団ドイツ視察に係る県政調査費領収書等貼付用紙等の写し